



来週の投資戦略 (6/14-18)

FOMC の議論は？

2021年6月13日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 6月15-16日、米連邦公開市場委員会 (FOMC) — 資産購入縮小の議論始まる？
- 6月16日、4月の機械受注 (船舶・電力を除く民需) — 前月比+2.5%？
- 6月17-18日、日銀、金融政策決定会合 — 上場投資信託 (ETF) 買入りに質問？
- 6月18日、5月の消費者物価指数 (生鮮食品、エネルギー除く) — 前年比0.3%下落？

株式市場見通し

先週は木曜日に米国で発表された5月の消費者物価指数を契機に流れが変わった。食品とエネルギーを除くベースで予想を上回る前年同月比3.8%となったが、逆に米国長期金利が1.44%まで急低下した。これを受けて、S&P500が史上最高値を更新、ナスダックも史上最高値にあと0.49%まで迫った。米連邦公開市場委員会 (FOMC) が来週開催される。これまでパウエル連邦準備制度理事会議長を含めて理事は「インフレ加速は一時的」を合言葉にした。米時間水曜日のFOMC後の記者会見でパウエル氏はこれまでと同様の姿勢を示せるか。わが国の株式市場の役者にも影響を与えよう。

さて、株式投資家はこの1~2週間議決権行使書の内容吟味に時間を費やしている。保有銘柄数が多いほど議案の賛否に時間がかかる。KPAではこれは投資家の権利であり、義務とみなしているため、必ず推奨銘柄については意見を表明している。数年前までは、退職役員慰労金を会社に一任する議案に反対してきたが、もうこの議案は見かけない。役員に対するストックオプションにも反対しているが、業績連動型には賛成している。反対した議案の中で他の例を挙げると、①業績悪化にもかかわらず役員報酬額の大枠を上げた案、②他社で大きな経営失敗を繰り返した社外取締役への承認案、③配当を年4回から年2回に変更する案、など。

今回の株主総会もコロナ禍なので、インターネット中継も取り入れざるを得ない。ところが、会場には来るな、ネット中継はしないという会社には呆れる。これほどの株主軽視はなかろう。東芝 (6502) のように経産省を使って議決権者に会社議案に賛成するよう働きかけるなど、許しがたい。ある調査によれば、今回の株主総会でネット中継するところは14%だそうだ。KPAの投資先では現時点で41%なので株主重視の会社が多いと言えよう。今回の集中日は29日午前のようなようだ。PCや携帯があれば、同時に受信できるので、複数の総会に参加することも可能だ。

最後に、NHKが集計した「Our World in Data」の6月13日情報では、ワクチン接種率がわが国では1回目が12.6%、2回目が4.3%に上がった。ところが、米国ではそれぞれ51.7%、42.5%と、1週間で1ポイントしか上がっていない。賞金などを付けても接種率がこれ以上上がらないとすれば、集団免疫実現には遠いのではないか。わが国の方は、政府分科会尾身会長が集団免疫は夏よりも後になると述べた。ただし、これはオリンピック開催後の感染拡大を入れた数値ではなさそうだが。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期大幅増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。